

道路占有者 様

三田市道路管理者  
三田市長 森 哲男

### 道路占有物件の維持管理義務の明確化について(通知)

平素は、三田市道路行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、道路占有物件の維持管理につきまして、平成 30 年 9 月 30 日に施行された道路法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 6 号)により、道路占有者に対する占有物件の維持管理義務が明確化され、道路管理者に報告徴収、立入検査等の権限が新たに付与されたことを踏まえ「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」が制定されました。

つきましては、道路利用者や第三者への重大事故を防止するため、下記の事項並びに「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」に留意し、占有物件の適切な維持管理にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 占有物件の維持管理義務について

- (1) 道路法において、道路占有者による占有物件の維持管理義務が明確にされたこと。
- (2) 占有物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがある場合には、維持管理義務違反に問われる可能性があること。
- (3) 各物件の管理等について定めた法令において定められた維持管理の基準を遵守していない場合にも、維持管理義務違反に問われる可能性があること。
- (4) 道路管理者から、道路占有者に対して、占有物件の維持管理の状況等について報告を求める可能性があること。また、道路管理者が道路占有者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う可能性があること。
- (5) 道路管理者から、道路占有者に対して、占有物件の修繕等を命じる可能性があること。

## 2. 占用物件の許可条件の追加について

### 占用物件全般

- (1) 道路占用者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規定を遵守すること。
- (2) 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
- (3) 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときには、ただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。

### 工事中仮囲い・足場など、倒壊、落下等に対する事前対策が必要であると認められる占用物件

- (4) 気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊することのないよう事前に必要な措置を講ずること。

### 道路区域外の土地に設置された柱類に添加される突き出し看板等

- (5) 占用物件を添加している道路区域外の柱類について、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講ずるなど適切に維持管理をすること。

問合せ先

三田市役所まちの再生部地域整備室道路河川課

TEL079 - 559 - 5101 (直通)

## 関係法令等(参考)

### ○道路法(昭和 27 年法律第 180 号)

#### (占有物件の管理)

第三十九条の八 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）の維持管理をしなければならない。

#### (占有物件の維持管理に関する措置)

第三十九条の九 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### (報告及び立入検査)

第七十二条の二 道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

#### (罰則)

第百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第三十九条の九（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第七十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

○道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号)

(占有物件の維持管理に関する基準)

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこととする。

○「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」の制定について

(令和元年 5 月 30 日付国道利第 1 号・国道メ企第 2 号)

【別添 1】のとおり